平成２２年（再イ）第７０１号
札幌市中央区南１条東３丁目９番地１　Ｆ013　６階607号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市北大物町２番３号
再生債務者　松島　　寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７６３号
北海道千歳市北信濃885番地の１　長都宿舎11号棟503号、住民票上の住所北海道千歳市北信濃885番地の１
再生債務者　坂之下友子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第８１２号
札幌市東区本町１条２丁目２番６号　グリーンヒル12―202号
再生債務者　山田奈緒美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１号
北海道登別市新生町１丁目30番地６
再生債務者　近江　正博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２２年（再イ）第５７号
北海道帯広市西６条南32丁目４番地２
再生債務者　田中　秀之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第７０号
北海道帯広市西16条南６丁目９番４号
再生債務者　野田　　誠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第７１号
北海道河東郡音更町木野西通14丁目18番地20
再生債務者　浅川　鉄宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２２年（再イ）第６１号
青森市大字三内字沢部209番地９
再生債務者　田中　　実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第７３号
青森市富田３丁目７番５号　メープルタウンⅠ―101
再生債務者　瀧本　深雪
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第１９号
山形県酒田市亀ケ崎４丁目18番12号
再生債務者　村田美樹夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（再イ）第１５号
長野県下伊那郡豊丘村大字河野1534番地２
再生債務者　松岡　敬子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（再イ）第８９号
和歌山市松江東２丁目４番６号
再生債務者　梅田　清子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（再イ）第３０号
広島県呉市阿賀南５丁目９番５号
再生債務者　石田　智也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年４月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月27日　　広島地方裁判所呉支部

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年５月16日
日本放送協会　営業局長　畑中　富雄
１　競争入札に付する事項
⑴　件名
①　放送受信料の契約・収納業務
（神奈川県　横浜市都筑区、港北区の一部、青葉区の一部）一式
②　放送受信料の契約・収納業務
（千葉県　浦安市、市川市の一部）一式
③　放送受信料の契約・収納業務
（埼玉県　所沢市）一式
④　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府　堺市堺区、西区）一式
⑤　放送受信料の契約・収納業務
（兵庫県　明石市）一式
⑵　仕様等　仕様書のとおり
⑶　契約期間
平成23年８月１日から平成26年３月31日までの間。
⑷　履行場所　仕様書のとおり
⑸　入札方法
入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）あわせて、経費の積算内訳書を添付すること。